ビジネスリース承諾書約款

お申込者は、リース会社を貸主兼買主、お申込者を借主、スターティア株式会社(以下「当社」という。)を売主とするリース契約(以下「本リース契約」といいます。)を申し込む際に、このビジネスリース承諾書約款(以下「本約款」といいます。)の規定が適用されることを確認するとともにこれを承諾します。

第1条(定義)

本約款において使用される用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本承諾書」とは、お申込者が当社に提出するビジネスリース承諾書兼撤去依頼書をいいます。
- (2) 「リース会社」とは、本承諾書記載の利用リース会社をいいます。
- (3) 「本リース物件」とは、本リース契約のリース物件をいい、詳細は本承諾書記載のとおりとします。
- (4)「残リース」とは、本承諾書記載の撤去品に係るリース契約のお申込者の残債務をいいます。

第2条(本リース契約の申し込み)

- 1. 当社は、本リース契約のお申込者からの申し込み前に本リース物件の仕様及び特性等の商品情報をお申込者に説明するものとします。
- 2. お申込者は、当社から説明を受けて、本リース物件の仕様及び特性等を理解した上で、本リース物件が有用であることを確認の上、本リース契約を申し込みます。お申込者は、本リース物件の仕様及び特性等に不明点がある場合は、当社に質問するなどして、当該不明点を解消した上で、本リース契約を申し込むものとします。
- 3. お申込者は、使用する予定がない物、又はお申込者の事業にとって不要な物を本リース物件 とし、本リース契約を申し込むことができません。

第3条(表明保証)

お申込者は、以下の各号を表明し、保証します。

- (1) 本リース契約の申込日時点において現に営業活動を行っており、廃業等を予定していないこと。
- (2) 本リース契約の申込書に記入した資本金、年商及び税引き後利益等の情報が正確であること。
- (3) お申込者及び本リース契約の連帯保証人が、成年被後見人、被補助人又は被保佐人に該当せず、本リース締結するのに必要な事理を弁識する能力を有していること。

第4条 (クーリングオフの対象外)

お申込者は、本リース物件を自己の営業のため又は営業として使用します。本リース契約はクーリングオフの対象外となります。

第5条(所有権)

本リース物件は、リース会社の所有物となります。

第6条(譲渡・転貸の禁止)

本リース物件の譲渡及び転貸は、原則として禁止されています。

第7条(中途解約の禁止)

本リース契約の中途解約は原則として禁止されています。お申込者がリース会社の了解を 得て本リース契約を中途解約する場合は、残期間分のリース料に解約手数料等を加算した金 額をリース会社へ一括で支払うものとします。

第8条(本リース契約のリース料月額の支払い)

- 1. お申込者は、本リース契約の成立により、本リース契約のリース期間中、リース料月額をリース会社に支払う必要が生じることをここに確認します。
- 2. 当社又は第三者が、お申込者に代わって本リース契約のリース料月額を負担することはありません。また、当社又は第三者によるキャッシュバック等によって、お申込者が本リース契約のリース料月額の支払い義務が実質的になくなることはありません。

第9条(残リースの精算)

- 1. お申込者は、残リースがあるときは、その情報を当社に正確に申告するものとします。
- 2. 当社は、本リース契約が有効に成立したときは、本承諾書に残リースの記載がある場合は、 お申込者に代わって、本承諾書に記載の残リースの解約金をリース会社に振り込む方法によ り支払います。
- 3. 万が一、お申込者が残リースを正確に申告しなかったことが原因で、リース会社との間で紛争が生じたときは、お申込者の責任において、リース会社との間で紛争を解決するものとします。
- 4. 本承諾書に記載の残リースの解約金(見込額)が実際の残リースの解約金の額よりも少なかったときは、お申込者は、直ちに不足分を当社に支払います。
- 5. 本承諾書に記載の残リースの解約金(見込額)が実際の残リースの解約金の額より多かった場合は、お申込者は、本リース物件の検収完了後4ヶ月以内に差額の返金を受けることができます。

第10条(協力義務)

- 1. お申込者は、使用環境、ネットワーク環境、警備システム及びファームバンキングの使用状況等の本リース物件の設置に必要な情報を当社に提供します。
- 2. 当社から依頼があったときは、お申込者は、本リース物件の設置工事のための現地調査に協力します。
- 3. 本リース物件の設置場所が賃貸物件のときは、お申込者は、予め設置工事についてビルオーナーの許諾を得ます。
- 4. お申込者は、本リース物件の設置工事に必要な作業場所を確保するものとします。
- 5. お申込者は、施工日にお申込者の担当者を立ち会わせるよう努めるものとします。

第 11 条(再委託)

お申込者は、本リース物件の設置工事の全部又は一部を当社が必要に応じて、協力業者(以下「再委託先」といいます。) に委託することをあらかじめ承諾します。

第12条(検収)

- 1. お申込者は、本リース物件の引き渡し後速やかに、リース会社の検収を受けるものとします。
- 2. お申込者は、リース会社の検収に対して、正確に回答するものとします。お申込者は、検収に関する正当な権限を有しない自己の従業員又はその他の第三者をして、リース会社による検収に回答をさせてはならないものとします。
- 3. お申込者が、本リース物件に何ら問題が無く、その他正当な理由が無いにもかかわらず本リース物件の受領後 2 ヶ月以内にリース会社の検収を受けずに、リースが実行されなかったときは、本リース契約に基づきリース会社から当社に支払われる予定であった金額を当社に一括で支払う方法により当社の被った損害を賠償するものとします。

第13条 (バックアップ)

本リース物件の設置工事が、お申込者の既設のサーバー、PC 及びその他ネットワーク機器等の設定変更等を伴う場合、お申込者は、自らの責任と裁量でバックアップを取得するものとします。バックアップからのデータの復旧作業は、お申込者自らの責任と費用負担で行うものとします。

第14条(撤去品)

- 1. お申込者が撤去を当社に委託するときは、お申込者の責任において撤去の日までに撤去品に 保存されたデータの消去を実施するものとし、当社は当該データの取り扱いについて一切 の責任を負わないものとします。
- 2. 撤去品の所有権は、当社と撤去品の貸主のリース会社との取り決めによります。

第15条(再リースの解約手続代行)

お申込者が再リースの解約手続の代行を当社に依頼したときは、当社は本リース物件の検収完了日から、2ヶ月以内に再リースの解約手続きを実施します。なお、お申込者は、解約手続中に再リース契約が自動更新されても当社に異議を申し立てることができません。

第16条(個人情報保護方針)

お申込者は、下記 URL の当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。

「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」: https://www.startia.co.jp/privacy/

第17条(保証)

- 1. 本リース物件の故障時の対応は、原則として、メーカー保証となります。メーカー保証期間終了後の修理及び保証対象外の修理は有償となります。
- 2. お申込者は本リース物件の引き渡しから 1 ヶ月間に限り、設置工事又は設定に起因する障害の対応を当社より無料で受けることができます。引き渡しから 1 ヶ月を経過したときは有償対応となります。
- 3. お申込者が、当社と本リース物件の保守契約又はカウンターシステム契約を締結したときは、 当該契約に基づく保守サービスを受けることができます。
- 4. お申込者は、明示・黙示を問わず、本リース物件の市場性及び特定の目的又は用途に対する 適合性について一切保証を当社に求めることはできません。

第18条(損害賠償責任)

- 1. 本リース物件にかかる当社の損害賠償責任は、当社の責めに帰す事由によって直接かつ現実に発生した通常の損害に限られるものとします。当社は、逸失利益、間接損害、特別の事情によって発生した損害を支払う義務を負わないものとします。
- 2. 当社の責めに帰す事由により、本リース物件を使用できない時間が生じたため発生した損害 については、リース料の1ヶ月分を損害賠償の上限とします。

第19条(協議事項)

本承諾書及び本約款に定めのない事項、又は本承諾書及び本約款の解釈についての疑義が生じたときは、お申込者と当社が誠意をもって協議のうえ解決します。

第20条(管轄合意)

本承諾書及び本約款に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

スターティア株式会社 2021年7月6日 施行 2023年1月4日 改訂